同部隆盛会のうち2中
「支出総額　7,946,482」に改め、
同部隆盛会のうち3中
「個人の党費・会費　不明」を削り、
「寄附　2,167,033」に改め、
「寄附
　個人分　2,167,033」
同部隆盛会のうち4中
「経常経費　不明」を
「経常経費
　人件費　7,946,482
　事務所費　4,859,200」に改め、
「政治活動費　3,087,282」
同部隆盛会のうち4の次に次のように加える。
「政治活動費　不明」を削る。
5　寄附の内訳
（個人分）
坂井　隆憲　2,167,033　品川区

○総務省告示第百二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、隆盛会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千百三号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十六年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年三月二十九日

総務大臣　原口　一博

〔資金管理団体〕の部隆盛会のうち
「（関係書類を捜査当局に提出したため、収入の一部が記載できない旨、　」を削り、
報告があった。）
同部隆盛会のうち1中
「収入総額　不明　不明」を
「収入総額
　前年繰越額　0　0」に改める。

○総務省告示第百三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、隆盛会（坂井　隆憲）から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第四百九十号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十七年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年三月二十九日

総務大臣　原口　一博

〔資金管理団体〕の部隆盛会のうち
「（関係書類を捜査当局に提出したため、収入の一部が記載できない旨、　」を削り、
報告があった。）
同部隆盛会（坂井　隆憲）のうち1中
「収入総額　不明　不明」を
「収入総額
　前年繰越額　0　0」に改める。

○総務省告示第百四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、がんばれ円より子クラブ（山﨑　順子）及び隆盛会（坂井　隆憲）から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十九年総務省告示第五百二十一号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十八年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年三月二十九日

総務大臣　原口　一博

〔資金管理団体〕の部がんばれ円より子クラブ（山﨑　順子）のうち3中
「個人の党費・会費　810,000
（73人）
寄附　3,409,000
　個人分　2,749,000」を
「個人の党費・会費　800,000
（72人）
寄附　3,419,000
　個人分　2,759,000」に改め、
同部がんばれ円より子クラブ（山﨑　順子）のうち5中
「年間五万円　1,209,000
以下のもの　」を
「年間五万円　1,219,000
以下のもの　」に改め、
同部隆盛会（坂井　隆憲）のうち
「（関係書類を捜査当局に提出したため、収入の一部が記載できない旨、　」を削り、
報告があった。）
同部隆盛会（坂井　隆憲）のうち1中
「収入総額　不明　不明」を
「収入総額
　前年繰越額　0　0」に改める。

○総務省告示第百五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、がんばれ円より子クラブ、キラリ会、隆盛会（坂井　隆憲）、日本薬剤師連盟及び藤井もとゆき中央後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十年総務省告示第五百十号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十九年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年三月二十九日

総務大臣　原口　一博

〔資金管理団体〕の部がんばれ円より子クラブのうち3中
「個人の党費・会費　840,000
（71人）
寄附　21,788,000
　個人分　1,988,000」を
「個人の党費・会費　830,000
（70人）
寄附　21,798,000
　個人分　1,998,000」に改め、
同部がんばれ円より子クラブのうち5中
「小嶋昭次郎　200,000　大垣市
北村　明美　60,000　春日井市
年間五万円　1,538,000
以下のもの　」を
「小嶋昭次郎　200,000　大垣市
年間五万円　1,588,000
以下のもの　」に改め、
同部キラリ会のうち3中
「（うち特定寄附）
同部キラリ会のうち5中
「㊒三日月大造　3,000,000　草津市　」を
「三日月大造　3,000,000　草津市　」に改め、
同部隆盛会（坂井　隆憲）のうち
「（関係書類を捜査当局に提出したため、収入の一部が記載できない旨、　」を削り、
報告があった。）
同部隆盛会（坂井　隆憲）のうち1中
「収入総額　不明　不明」を
「収入総額
　前年繰越額　0　0」に改める。
同部隆盛会（坂井　隆憲）のうち
「（関係書類を捜査当局に提出したため、収入の一部が記載できない旨、　」を削り、
報告があった。）
同部隆盛会（坂井　隆憲）のうち1中
「収入総額　不明　不明」を
「収入総額
　前年繰越額　0　0」に改める。
〔その他の政治団体〕の部日本薬剤師連盟のうち2中
「支出総額　464,040,390」を
「支出総額　463,205,997」に改め、
同部日本薬剤師連盟のうち4中
「経常経費　97,581,359」を
「経常経費　96,746,966」に、
「事務所費　21,919,507」を
「事務所費　21,085,114」に改め、
同部藤井もとゆき中央後援会のうち2中
「支出総額　66,814,522」を
「支出総額　67,648,915」に改め、
同部藤井もとゆき中央後援会のうち4中
「経常経費　14,792,857」を
「経常経費　15,627,250」に、
「事務所費　10,456,795」を
「事務所費　11,291,188」に改める。

○総務省告示第百六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、キラリ会、松洋会、日本薬業経済研究協会、隆盛会（坂井　隆憲）、達友会、日本薬剤師連盟及び藤井もとゆき中央後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第四百五十八号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年三月二十九日

総務大臣　原口　一博

〔資金管理団体〕の部キラリ会のうち3中
「（うち特定寄附）　4,100,000」を削り、
同部キラリ会のうち5中
「㊒三日月大造　4,100,000　草津市　」を
「三日月大造　4,100,000　草津市　」に改め、